

## 第2次安来市消費者教育推進計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

この実施要領に定めるプロポーザルは、第2次安来市消費者教育推進計画策定業務の委託にあたり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者を広く募集し、最も適切な者を受託候補者として選定することを目的とする。

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

第2次安来市消費者教育推進計画策定業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「第2次安来市消費者教育推進計画策定業務委託仕様書」に記載しているとおり。

#### (3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

#### (4) 委託限度額

3,498,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※税率は、委託期間終了時のものとする。

#### (5) 説明会

行わない

#### (6) 発注・契約方式

企画提案を受けた上で発注する。契約は、受託候補者と随意契約（地方自治法施行令167条の2第1項第2号）する。

#### (7) 契約保証金

免除する

#### (8) 前金払

無

#### (9) 部分払

無

### 2 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。なお、参加資格の基準日は参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から受託候補者の決定の日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

(1) 島根県内に営業所（本店又は支店等）を有していること。

(2) 本業務と同種の業務を履行した実績を有していること。

(3) 次の各号に該当しない者

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- ・参加表明書の提出期限の日から受託候補者の選定の日までの間において、安来市から指名停止の措置をうけている者
- ・破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされている者
- ・民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされている者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続きの申立てがなされている者
- ・国税及び地方税について滞納している者
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらの密接な関係を有する者

(4) 入札に参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係がないこと。

- ①親会社と子会社同士の関係
- ②親会社と同じくする子会社同士の関係
- ③一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
- ④①から③までと同視し得る資本関係又は人的関係

3 受託候補者決定までのスケジュール

(1) 質問書の提出期限

令和6年5月27日（月）正午

(2) 質疑に対する回答期限

令和6年5月29日（水）午後3時

(3) 参加表明書の提出期限

令和6年6月4日（火）午後3時

(4) 企画提案書の提出期限

令和6年6月20日（木）午後3時

(4) プレゼンテーションの実施日

令和6年7月2日（火）予定

(5) 審査結果の通知

令和6年7月3日（水）予定

(6) 契約締結

審査結果決定後、すみやかに締結する。

4 手続き等

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

参加表明書（様式1） 1部

イ 提出方法

①提出期限

令和6年6月4日（火）午後3時

②提出先

人権施策推進課

③提出方法

持参又は郵送又はFAXとする。

※郵送の場合は、提出期限までに到着すること。

※FAXの場合は、企画提案書提出時に原本を提出すること。

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

①企画提案書 8部

企画提案書はA4判（縦横問わず。必要に応じてA3判三つ折りの使用可）とする。行・文字・文字間隔・図表の使用・枠組み等の様式は自由とする。枚数は表紙を含め20頁以内（A3判は2頁とみなす）とする。

②見積書（様式3）及び見積金額内訳書 各1部

見積書については、別紙「第2次安来市消費者教育推進計画策定業務委託仕様書」の内容により見積るものとし、消費税及び地方消費税相当額を含んだ額を記載すること。見積金額の詳細は「見積金額内訳書」に記載し、見積書と見積金額内訳書は割印すること。

※消費税は10%とする。

③納税証明書 1部

法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明するもの。

※証明日が参加表明書提出日の3カ月前の日以降のもの（原本）を添付。

イ 企画提案書の内容

①近年の社会情勢の変化を踏まえた、消費者教育推進計画の基本的な考え方

- ②消費者教育推進計画の策定にあたっての手順、スケジュールについて  
基本的な考え方及び具体的手法
- ③市民アンケートの調査項目、結果集計、分析及び報告書作成について  
の考え方及び具体的手法
- ④関連団体へのヒアリング調査についての考え方及び手法
- ⑤本業務と同種の業務を履行した実績及び成果物 1点
- ⑥会社の概要
- ⑦業務実施体制
- ⑧その他、第2次安来市消費者教育推進計画策定にあたっての独自の提案等

ウ 提出方法

- ①提出期限  
令和6年6月20日（木）午後3時
- ②提出先  
人権施策推進課
- ③提出方法  
持参又は郵送とする。  
※郵送の場合は提出期限までに到着すること。

5 質疑及び回答

（1）質疑の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実績に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに仕様及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

（2）質疑及び回答の方法

- ①提出期限  
令和6年5月27日（月）正午
- ②提出先  
人権施策推進課
- ③提出書類  
質問書（様式2）
- ④提出方法  
FAXとする。
- ⑤回答方法  
提出された質問に対する回答は、全質問を一括して令和6年5月29

日（水）午後３時までに安来市ホームページにて公開する。（個別回答は行わない）

## 6 審査

### （１）審査方法

安来市職員で組織する「第２次安来市消費者教育推進計画公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

選定委員会は、提案者から企画提案書のプレゼンテーションを受け、別紙「審査基準表」に基づき審査し、６０点以上を合格点とする。最高得点者を第１受託候補者とし、次点は第２受託候補者とする。得点と同じ場合は、見積額の低い参加者を上位とする。

### （２）プレゼンテーション

①提案者による企画提案書についてプレゼンテーションを実施する。

・実施場所：安来市役所

・実施日：令和６年７月２日（火）予定

・出席者：３名以内（実際に本業務に携わる者が出席すること。）

②プレゼンテーションの日程、会場及び留意事項、順番等は別途連絡する。

③プレゼンテーションでは、提出した企画提案書のみを使用すること。また、プレゼンテーション時の追加資料は受理しない。

④プレゼンテーションは非公開とし、順番については提案書が提出された順に行う。

⑤プレゼンテーションの時間は、提案者からの提案説明を２０分以内とし、質疑応答を含めて３０分以内とする。

### （３）結果の通知

審査の結果は、各提案者に通知する。なお、審査結果の詳細についての問い合わせは一切応じない。

### （４）その他

審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

## 7 提案の無効

本プロポーザルの提案者が次の各号のいずれかに該当した場合は、選定委員会において審査の上、該当提案者が行った提案を無効にする。

（１）本プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下「提出書類」という。）について、この要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守れなかったとき。

（２）提出書類に虚偽の内容を記載したとき。

- (3) 参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (4) 見積金額が委託限度額を超えたとき。
- (5) この要領に定められた方法以外の方法により、選定委員会の委員その他の本市の関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めたとき。

## 8 契約締結

- (1) 選定委員会の審査結果に基づき、第1受託候補者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を行う。
- (2) 第1受託候補者と契約締結ができない場合は、第2受託候補者と手続きを行う。
- (3) 契約締結にあたっては、提案者が提案した業務の内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。この場合、契約金額の変更は行わない。

## 9 その他

- (1) 企画提案に係る全ての費用については、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等、全ての提出書類は返却しない。なお、提出書類は審査に必要な範囲で複製することができる。
- (3) 提出された書類について、安来市情報公開条例の定めにより、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

## 10 問い合わせ・提出先

担当部署 安来市市民生活部人権施策推進課 市民相談係  
所在地 〒692-8686 安来市安来町878番地2  
電話 0854-23-3068  
FAX 0854-23-3156  
電子メール madoguchi@city.yasugi.shimane.jp

(別紙) 審査基準

| 審査項目              | 審査基準                                                                                                                                                                                                                                                                     | 配点  | 評価点 |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 1. 本業務に対する基本的な考え方 | 推進計画策定に対する基本的な考え方・視点はどうか。<br>取組意欲が高いか・熱意が感じられるか。                                                                                                                                                                                                                         | 20  |     |
| 2. 本業務に対する企画      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に基づき、目的、条件、内容は理解した提案になっているか。</li> <li>・本市の特性を把握した提案か。</li> <li>・アンケート調査は調査項目、結果集計、分析についての考え方及び手法はどうか。</li> <li>・ヒアリング調査についての考え方及び手法はどうか。</li> <li>・アンケート報告書及び推進計画書の構成はわかりやすいか。</li> <li>・プレゼンテーションがわかりやすく、説得力があるか。</li> </ul> | 30  |     |
| 3. 作業工程           | 作業工程が具体的で実現可能なスケジュールか。                                                                                                                                                                                                                                                   | 10  |     |
| 4. 実施体制           | 業務遂行に十分な組織体制が整っており、柔軟な対応が可能か。                                                                                                                                                                                                                                            | 10  |     |
| 5. 業務実績           | 同種の業務実績はどの程度あるか。                                                                                                                                                                                                                                                         | 10  |     |
| 6. その他            | 推進計画策定にあたっての独自提案など。                                                                                                                                                                                                                                                      | 10  |     |
| 7. 見積価格           | 配点（10）×全提案者中最低の見積価格/提案者の見積価格<br>※小数点第1位を四捨五入                                                                                                                                                                                                                             | 10  |     |
| 合計                |                                                                                                                                                                                                                                                                          | 100 |     |